

## 村田長株式会社に対する再生支援完了について

2019年3月18日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下、「機構」という。）は、下記の再生支援対象事業者について、2015年9月11日に株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律63号）第25条第4項に規定する再生支援決定を行い、再生支援対象事業者の事業再生を進めてまいりましたが、その再生に一定の目処が立ったことから、2019年3月18日に機構が保有する株式について、北興化学工業株式会社に譲渡し、本日再生支援対象事業者に対する専門家派遣を終了しております。

これにより、機構は再生支援対象事業者に対する支援決定に係る全ての業務を完了しましたので、公表します。

### 1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

村田長株式会社

### 2. 機構が行った支援の概要

本件において機構は、①関係金融機関等調整、②出資、③債権買取り、及び④経営人材等の派遣を行うことで、再生支援対象事業者の支援を行いました。

### ※ 公表する理由

今後の再生支援対象事業者の信用を維持・改善するなど、その再生に資するものであると考えられるため、公表を行うこととしました。

なお、本公表に当たっては、事前に再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意を得ています。

以上